

総務建設常任委員会協議会 説明資料

令和8年8月4日

大磯町町税条例の一部改正について

資 料

- 1 改正概要 1
- 2 改正内容 1～2

税 務 課

大磯町町税条例の一部を改正する条例

1 改正概要

令和8年度税制改正に係る地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）が、令和8年3月31日に公布されたことに伴い、固定資産税のわがまち特例に関する規定の整備及び引用条項の整理を行うため、規定の改正を行うものです。

2 改正内容

(1) 固定資産税のわがまち特例に関する規定の整備

ア 特定再生可能エネルギー発電設備について

特例措置の対象について、太陽光発電設備はペロブスカイト太陽電池に限定し、風力発電設備は出力規模の区分から洋上風力と陸上風力発電設備の設置場所の区分に変更されました。バイオマス発電設備は、出力が10,000kW未満に限定されました。また、適用期限は3年延長されたため、関連規定を変更します。

【改正前】

発電設備	出力等	地方税法上の規定 参酌基準	大磯町 特例割合
太陽光発電	1,000kW以上	3/4参酌(7/12～11/12の範囲)	7/12
	1,000kW未満	2/3参酌(1/2～5/6の範囲)	1/2
風力発電	20kW以上	2/3参酌(1/2～5/6の範囲)	1/2
	20kW未満	3/4参酌(7/12～11/12の範囲)	7/12
バイオマス発電	10,000kW以上20,000kW未満（下記以外）	2/3参酌(1/2～5/6の範囲)	1/2
	10,000kW以上20,000kW未満（一般木質等）	6/7参酌(11/14～13/14の範囲)	11/14

取得時期：令和6年4月1日～令和8年3月31日

軽減期間：3年度分



【改正後】

発電設備	出力等	地方税法上の規定 参酌基準	大磯町 特例割合
太陽光発電	ペロブスカイト太陽電池設備のみ	1/2参酌(1/3～2/3の範囲)	1/3
風力発電	洋上風力発電設備（海洋）	3/5参酌(1/2～7/10の範囲)	1/2
	洋上風力発電設備（港湾）	2/3参酌(1/2～5/6の範囲)	1/2
	陸上風力発電設備（一部）		
バイオマス発電	10,000kW以上20,000kW未満（下記以外）	除外	
	10,000kW以上20,000kW未満（一般木質等）	除外	

取得時期：令和8年4月1日～令和11年3月31日

軽減期間：3年度分

※特例割合は課税標準に乗ずる割合であり、割合数値が小さいほど軽減が大きくなります。

※特定再生可能エネルギー関連は、税額が最も小さくなる特例割合を採用しています。

イ バリアフリー改修が行われた特別特定建築物について

現行はバリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る特例措置があり、地方税法の規定により3分の1の特例割合が定められていました。

この規定について、建物の一部を建築物移動等円滑化基準に適合させるバリアフリー改修（既存建築物バリアフリー改修事業の国の補助を受けたもの）を実施した特別特定建築物全般に拡充され、わがまち特例が講じられたことに伴い、関連規定を追加するものです。

対象建築物	地方税法上の規定 参酌基準	大磯町 特例割合
建物の一部を建築物移動等円滑化基準に適合させる バリアフリー改修に該当した特別特定建築物全般	1/3参酌(1/6～1/2の範囲)	1/3

改修時期：令和8年4月1日～令和11年3月31日

軽減期間：2年度分

※特別特定建築物：不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物（劇場、音楽堂、百貨店など）

(2) 引用条項の整理

地方税法の改正に伴い、引用条項の整理を行います。

(3) 施行日

公布の日から施行します。

【わがまち特例について】

地方税法に規定する固定資産税の特例措置のうち、法律が定める一定の範囲内で地方自治体が自主的に判断し特例割合（軽減割合）を条例で定めることができる仕組みで、平成24年度税制改正により導入された制度のこと。